

2022年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ レ ー ベ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 島 田 和 一  
(コード番号 8897 東証プライム)  
問 合 せ 先 社 長 室 室 長 鈴 木 健 介  
(TEL 03-6551-2130)

## 定款一部変更（場所の定めのない株主総会及び電子提供制度等）

### に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第50回定時株主総会に、下記のとおり、場所の定めのない株主総会及び電子提供制度等に関する定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社、本日開催の取締役会において、持株会社体制の移行及びこれに伴う定款一部変更に関しても決議しております。詳細は、「簡易吸収分割による持株会社体制への移行並びに定款一部変更（商号及び事業目的）に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会を可能とする定款の一部変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条の変更を行うものであります。なお、当社は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項に規定する経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### (2) 電子提供制度の導入に伴う定款の一部変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

- ② 変更案第 17 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 17 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) その他

表現・字句について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      2022 年 6 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日                      2022 年 6 月 24 日（予定）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)</p> <p><u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>附則</p> <p><u>1. 定款変更前第17条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>